

2014年OECD閣僚理事会 閣僚声明等主要成果文書のポイント

平成26年5月7日
OECD政府代表部

1. 2014年閣僚理事会閣僚声明の概要

- (1) 日本が加盟50周年の機会に提案した閣僚理のメインテーマは二つ
- (ア) 人々の能力強化を通じた持続可能でバランスのとれた「包摂的成長」の実現と「しなやかで強靱な(レジリエント)な経済」の構築(閣僚声明タイトル、パラ3)。
 - (イ) グローバルなレジリエンスの強化のため、OECDと非加盟国・地域とのパートナーシップの強化。特に「東南アジア地域プログラム」の正式立上げなどを通じた、東南アジア地域との関係強化。(パラ12)
- (2) 今次閣僚理事会の最大の特色は、「レジリエントな経済」と「包摂的な社会」を同時に構築するための政策の組合せ(policy mix)に焦点を当てたこと。
- (ア) 経済のレジリエンスの強化には、安定的な投資等による生産性と競争力の向上が不可欠。また、高齢化・環境等の長期的課題に対し、知識資産・イノベーション・科学技術・起業家精神等に基づく新たな成長の源泉が重要(パラ4)。
 - (イ) 「包摂的成長」を実現するには、人々の社会的保護と能力強化という人間の安全保障を強化することが重要。具体的には、労働市場における柔軟性と雇用の保障、適切な教育・スキルを付与することによって過小代表となっている女性、若年者、高齢者等の社会への包摂と参画を促す。(パラ5)。
 - (ウ) レジリエンスを増大させるための構造改革等を推進するには、政府の役割は極めて重要。腐敗撲滅・税制の公平性強化などにより、政府の開放性、透明性、説明責任を向上させ、国民の信頼を再構築することが重要。(パラ6)
 - (エ) 2012年に開始された「経済的課題に対する新たなアプローチ」(NAEC)イニシアチブが、様々な政策の間のトレード・オフや相互補完性を念頭に、個々の国にとって最適な政策の組合せを提言するOECDの機能強化につながることを期待。このため、将来予測・展望力の不断の強化を奨励。(パラ8)
- (3) 貿易・投資については、2013年WTO閣僚会合の成功を受けた多角的貿易体制の一層の強化と各国のグローバル・バリュー・チェーン(GVCs)への参加促進、サービス貿易制限指標(STRI)の作成・公表(パラ10)、また、非加盟国を含めた世界の公平な競争条件の達成のための取組を重視(パラ11)。
- (4) OECDの対外関係及び開発に関しては、世界全体のレジリエンスの強化のため、キーパートナー(ブラジル、中国、インド、インドネシア、南ア)や東南アジアをはじめとする非加盟国との協力を強化。その際、「中所得国の罨」をはじめとする開発課題への対応を支援(パラ12)。ポスト2015年開発アジェンダへの貢献や開発のためのより幅広い資源の活用に言及(パラ13)。

- (5) 2014年閣僚理を通じた主要な成果として、①税の自動情報交換に関する閣僚宣言(パラ6)、②重大リスクの管理に関する理事会勧告(パラ6)、③NAEC統合レポート(パラ7)、④気候変動に関する2014年OECD閣僚声明(パラ9)、⑤サービス貿易制限指標(STRI)(パラ10)、⑥「東南アジア地域プログラム」の公式立上げ(パラ12)などが閣僚声明の中で言及されている。

2. 閣僚声明の取りまとめに際しての日本の関心事項と貢献

- (1) 2014年の閣僚理事会という機会をとらえて、日本が議長国として「レジリエンス」というメインテーマを提案した背景には、一つには、2011年の東日本大震災から復興再生を遂げつつある日本の姿をアピールする、二つには、15年間のデフレからの脱却を成し遂げ、日本経済の再生を実現しつつある、アベノミクスを強くアピールするという意図が込められている。
- (2) 「レジリエンス」という視座を設定したことで、2008年の金融・経済危機以来の課題であり続けている「バランスのとれた、包摂的で、持続可能経済成長」を実現するための具体的な政策的議論を深めることに貢献した。
- (3) 特に欧州等で深刻な雇用問題が焦点となった昨年の閣僚理に比べ、長期的な成長の側面により焦点を当てた。高齢化社会への対応や、イノベーション、科学技術、起業促進は日本のアベノミクス成長戦略とも合致(パラ3、4)。
- (4) 同時に、「包摂的成長」を実現するには、人々の社会的保護と能力強化という「人間の安全保障」を強化することが重要(パラ5)との文言が入った。これは、OECDにおいても「人間の安全保障」の考え方が受け入れられた証左。女性や高齢者の一層の労働市場への参加や、地方・都市政策の重要性への言及も日本の関心に合致(パラ5)。
- (5) 税源浸食・利益移転(BEPS)や自動情報交換(AEOI)といった税に関する取組(パラ6)は日本も積極的に協力してきているもの(OECD租税委員会議長は浅川財務省総括審議官)。
- (6) NAECとの関連で、将来の危機を未然に防ぐべく、今後OECDに取り組むよう要請している非加盟国を含む各国経済のレジリエンスを定期的に点検するサーベイランスの立上げは日本の提案(パラ8)。
- (7) 付加価値貿易の分析(TiVA)は日本が提唱した取組。地域貿易協定への言及も日本の政策に合致。(パラ10)
- (8) 日本が提案したもう一つのテーマである東南アジアとのパートナーシップ強化は、日本がOECDと東南アジアの協力の橋渡し役を務めるべく推進したもの(2013年12月の日・ASEAN特別首脳会合でも、この点に言及あり)。「東南アジア地域プログラム」も日本が主導して2013年に合意したもので、今回東南アジアから6か国(カンボジア、インドネシア、ラオス、ミャンマー、フィリピン、タイ)7名の閣僚が出席したのは、東南アジア側の熱意と期待の表れ。(パラ12)

3. 気候変動に関する2014年OECD閣僚声明

- (1) 【ポイント】 2015年にパリで開催される国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21)等を念頭に、OECDが国際エネルギー機関(IEA)等の関連機関と連携して、気候変動問題に貢献することをうたった閣僚声明。
- (2) 【概要】 OECDの研究や客観的分析を活用し、技術革新、民間投資・貿易促進、補助金等幅広い分野の政策を横断的に調整して、気候変動問題に取り組む。成果は2015年閣僚理に報告される。
- (3) 【日本の関心事項】 OECDやIEAを含む関連機関が協力することによって、気候変動への取組について、経済、社会、エネルギー等を含む幅広い視点からバランスのとれた政策提言が行われることを期待(COP21に向けた交渉にも建設的な貢献が期待される)。なお、2015年3月に仙台で開催される第3回国連防災世界会議への言及もある。

4. 税の自動情報交換に関する閣僚宣言

- (1) 【ポイント】 外国の金融機関を利用した脱税・租税回避を抑止し、税負担の公平性を実現するため、OECD非加盟国を含む各国が、2014年1月にOECD租税委員会で承認された新たな国際基準(共通報告基準)に基づく情報交換の実施を政治的にコミットする宣言。
- (2) 【概要】 共通報告基準(氏名、住所、口座残高、年間受取総額等)は、2014年2月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議にも報告され、支持されている。この基準を速やかに国内的に実施するため、協力して取り組む。
- (3) 【日本の関心事項】 外国の金融機関にある資産の情報が自動的に提供されることにより、日本の居住者が外国で得ている所得が把握しやすくなる。OECD加盟国に限らず非加盟国(注)も参加していることに大きな意義がある。

(注)アルゼンチン、ブラジル、中国、コロンビア、コスタリカ、インド、インドネシア、ラトビア、リトアニア、マレーシア、サウジアラビア、南ア、シンガポール。

(了)